

J R不採用問題の早期全面解決を求める要望意見書

国鉄の分割・民営化が実施され、既に21年が経過しましたが、この不採用問題が長期化していることは憂慮すべき実態です。

平成15年12月、最高裁判所は、「国鉄の採用候補者名簿の作成に当たり、不当労働行為があったとするならば、国鉄そして国鉄を引き継いだ清算事業団がその責任を免れない」との判断を下しました。

平成17年9月15日には、東京地方裁判所が鉄建公団訴訟判決の中で、「採用に当たって不当労働行為があった」として、司法の場で初めて不当労働行為を認め、慰謝料（期待権の侵害）の請求を認める判決を下しています。

さらに、ILO（国際労働機関）は、平成18年11月15日、日本政府に対し、「この長期化した労働争議を関係当事者全てが満足する解決に到達させる観点から、ILO援助の受け入れを真剣に検討するよう要請する」と、7度目の勧告が出されています。

このような状況下で、問題解決を見ることなく他界した当事者は51名を数え、家族を含め苦渋に喘いでいる実態を鑑みると、人道的見地からもこれ以上の長期化は避けなければなりません。

よって、政府においては、ILO条約の批准国の一員として、ILO勧告を真摯に受け止め、問題解決に向けて全ての関係者と話し合いを早期に開始されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 9 月17日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎

【 送 付 先 】

・ 内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫

・ 国土交通大臣 前 原 誠 司

・ 厚生労働大臣 長 妻 昭